雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一 条 雇用 保険法 (昭 和四 十九年法律第百十六号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十 七 条の 四第二 一項中 「掲げる」を 「定める」に、 「額。 を 「額」に改め る。

第六十一 条の四第四項中 「第二号」」を「第二号に掲げる額」」に改め、 「第二号ハ」の下に「に定め

る額」を加える。

第六十一 条の六第四]項中 「第二号」」を「第二号に掲げる額」」 に、 「第二号ハ」 を 「第二号ロ に定め

る額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、 第三号の次に次の一号を加える。

兀 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地 域 高年齢

者就業機会 確 保計 画 同 1条第四 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による変更の 同 意が あ つたときは、 その変更後の ŧ O_{\circ} 次条

第一 項第七号にお **,** \ 7 同 意 地 域 高 年 齢者就業機会確 保 計画」 という。)に係る同法第三十四条第二

項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

第六十三条第一項中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

七 同意地域 高 年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の 雇用 の安定等に関する法律第三十四条第二

項第三号に規 定す る事業のうち労働者 \mathcal{O} 能力の 開 発及び 向 上に係るものを行うこと。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(介護休業給付金に関する暫定措置)

第十二条の二 第六十一 条の六第一 項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適

用 に ついては、 当 分 0 間 同 項 中 百百 分の 四十 とあるの は、 「百分の六十七」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中 「高年齢継続被保険者の求職者給付」 を 「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一 号を削り、 第二号を第一号とし、 第三号を第二号とし、 第四号を第三号とし、 同条第五号

中 「前各号」 を 「前三号」に改め、 同号を同条第四号とし、 同条中第六号を第五号とし、 第七号を第六号

とする。

第十条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、 同条第四項第三号を次のように

三 求職活動支援費

第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付

第三十七条の二の見出しを「 (高年齢被保険者) 」 に改め、 同条第一項中「被保険者であつて、 同一の

され 事 業主の適用事業に六十五歳に達した日の前 てい るも (D) を 「六十五 T歳以: £ の被保険者」に、 日から引き続いて六十五歳に達した日以後 「高 年齢 継続被保 | 険者] を 高 年齡被保険者」 \mathcal{O} 日に お 1 て に改 雇 用

め、 同条 第二項中 「高年 齢 継続被保険者」 を 「高 年 齢 i被保険: 者」 12 改め る。

匹 項_ 第三十七条の三第一 を 「次条第五項」 項 中 に改め、 「高年齢継続被保険者」 「新たに」 の 下 に を 「高年齢受給資格又は」 「高年齢被保険者」に改め、 を加 える。 同条第二項中 「次条第

第三十七 条の 匹 第 項 中 (第 四 項」 を (第 五. 項」 に改 め、 同条第三 項後段を削 り、 同 . 条第 五 項 中

五. 第三十四 項」に、 条第 「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改め、 項」 \mathcal{O} 下に カか ら第三項 (まで」 を加 え、 「第三十七 条の 兀 第四 同項を同条第六項とし、 項」 を 「第三十 七 条 \dot{O} 同条 匹 第

中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する場合における第二十二条第三項 0 規定 の適用については、 同項第二号中 「又は特例

時 金 とあ る \mathcal{O} は 高 年 齢 求 職者給付 金又は 特 例 時 金 と、 「又は第三十 九条第二 項」 とあ る のは

第三十七条 の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項」とする。

第四十三条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第 五十六条の三第一項第二号中 「限る。)」 の 下 に $\overline{}$ 高年齡受給資格者 (高 年齢求職者給付金の支給

を受けた者であつて、 当 該· 高 年齡受給資格 に係る離 職 \mathcal{O} 日 の翌日 か ら起算して一 年を経過 して 1 な V) Ł 0

を含む。 以下この 節に お いて同じ。)」 を加え、 「含む。 以下同じ」を「含む。 以下この節 に お ** \ て 同 じ

に改め、 同条第二項中 「受給資格者、 」の下に 「高年齢受給資格者、」 を加え、 「前項第一号イ」 を

同 項第一号イ」に改め、 同条第三項第二号中 「十分の五」を「十分の六」に改め、 「あるもの」 の 下 に

(以下この号にお V > 7 「早期 再就職者」 という。 _ を加え、 「十分の六」を「十分の 七 に改 め、 十

分の四」 0) 下に 早 期 再就 職者にあつては、 十分の三) 」を加え、 同項第三号中 「ハまで」を 「ニまで

に改め、 同号中ハをニとし、 ロをハとし、イの次に次のように加える。

口 高 年齡受給資格者 その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当

 \mathcal{O} 受給資格者とみなし て第十六条から第十八条までの 規定を 適用 した場合にその者に支給されるこ

ととなる基 本 手 当 O日 額 (その 金 額 が その者・ を 基 本手 当の 受給資: 格者とみなして適 週用され る第 十六

条 第 項 に 規定す る 一 万千七 百四十円 (その 額 が第一 + 八条 \mathcal{O} 規定により変更されたときは、 その 変

更された額) に百分の 五十を乗じて得た金額を超えるときは、 当 該 金額

第 五十 九条の 見出し を _ (求職活動支援費) _ に改 め、 同 条第 項 ぐを次 のように改める。

求 職 活 動 支援 費は、 受給資: 格者等 が 求 職 活 動 に 伴 1 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 1 ず れ か に該 当する行為をする場合に

お 1 て、 公共 職 業安定 所長 が 厚 生 一労働 大臣 \mathcal{O} 定 \emptyset る 基準 に 従 0 必 要が あると認めたときに、 支給する。

公共職業安定所 の紹介による広範囲 \mathcal{O} 地 域 E わ たる求職 活 動

公共 職業安定所 \mathcal{O} 職業指導に従つて行う職業に 関する教育訓練 の受講その他の活 動

三 求職活動を容易にするための役務の利用

第 五. + 九 条第 項中 「広域 水職 活 動 費」 を 「求職) 活 動支援費」 に、 「前項の求職活 動 を 「前項各号の

行為」に改める。

第六十条第二項中 「新たに受給資格」 及び 「その受給資格」の下に 一、 高年齢受給資格」を加える。

第六十条の二第 一項第 一号中 「被保険者 (高 年齢 継 続被保証 ·險者」 を 般被保 険者 (被保険者 のうち、

12 高 年 お 齢 1 て 被 同 保 ľ, 険 者 に、 又は 高 「を除く。 年 齢 被保 ||険者| 次号に に改 お 1 め、 て 同 項 般 ※被保? 第二号中 険 者」 という。 般被保険者」 _ を \mathcal{O} 以 下 に 外 0) 又 者を は 高 1 う。 年 齢 次号 被保

険者」 を加え、 同条第二項中 (高 年齢継続被保険者を除く。 以下この項におい て同じ。 を削 る。

第六十一 条の 兀 第一 項 中 「高 年齢 継 続被保険者、 _ を削 り、 「その一歳」 の 下 に こ 満 たなな い 子 (民法

お け る 同 項 べに規定 す うる特 別 養子緣 組 \mathcal{O} 成立 に つ 1 て家 庭 裁 判 所に 請 求 L た者 (当該 請 求 に 係 る 家 事 審 判 事

明治二十

九

年

法

律

第

八十九号)

第八

百

十七

条の二第

項

 \mathcal{O}

規

定に、

より

被保証

険

者

が

当該被

保険者

との

間

に

件 が 裁判所に係属 している場合に限る。)であつて、 当該被保険者が現に監護するも <u>の</u>、 児童 福 祉 法 (昭

和二十二年法律第百六十四号) 第二十七条第 項第三号の規定により同 法 **公第六条** \mathcal{O} 兀 第 項に 規定す うる里

親 であ る被保険者 に委託されて 1 る児童 のうち、 当該 被保含 険 者 が 養 子 縁 組 によ つ 7 養親となることを希望

L 7 る者 及びそ \mathcal{O} 他これ らに準ずる者として厚生労働 省 令 で定め る者 に、 厚生 一労働 省 令で定めるところ

によ り委託されている者を含む。 以下この項及び第六項において同じ。)」 を加え、 \bigcup に満たない子」

六十一 を 間 を加え、 に 「に満たない子)」 条 کے (T) 「同項」を「第二十二条第三項」に、 四第七 の 下 に 項に 一、 に改め、 第三十· お 7 て読み替えて適用する場合を含む。)」と」 -七条の| 同条第七項中「第二十二条第三項」の下に「及び第三十七条の四第三 兀 第三項中 「第二十二条第三項」 「とあるのは、 _ を 「とあるのは」 とあ を加える。 めるのは 「第二十二条第三項 に改め、 「で あっ た期 項」 (第

業」 兀 休 場合にあつては、 同 回 |項中 業」に、 0 条第二 第六十一 介護 を 休 項 休業とする。 業を」 中 当該介護休業 条の六第一項中「ための休業」の下に「(以下「介護休業」という。)」 「当該 同 を 項に 対象家族を介護するための休業」 初回の介護休業とする。)」 「介護休 規定する休業」 以下この (当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、 「業を」 頃に に改り お を いて同じ。 め、 「介護休業 同 条第 に改め、 しに、 及 び 五 (同 項中 同条第三項中 「当該休業」 (T) 対象家は 第一 (当該休業」 項に規定する休 族について二回 を 「第一項に規定する休業」を 「当該介護休業」 を (当該介護 .: 業 _ 以上 を加え、 を 0) 「介護 介護 ||休業| に改め、 休 休 に 業 :業 を 当該休 改め、 同 「介護 に、 条第 L た 初

め、

「であつて、

当該休業を開始した日から起算して九十三日を経過する日後」を削り、

同

項」

を

「 第

項

に

改め、

同

条第六

項中

が

対象家族を介護す

んるため

 \mathcal{O}

休業」

を

「が

介護

休

業

に改

「該当する休業

を 「該当する介護休業」に改め、 同項第一号を次のように改める。

同 \mathcal{O} 対象家族につい て当該被保険者 が · 四 回 以 上の介護 1休業 をし た場合における四回 目以後の介護

休業

第六十 条の六第六 項第二号中 「当該対象家族」 を 同同 の対象家族」 に、 「休業 (対象家族を介護 す

るための休業を いう。 以下この号において同じ。)」 を 「介護休業」に、 「休業を開始」 を 「当該・ 介護休

業を開 始 に、 「休業を終了」 を 「当該介護休業を終了」 に、 「日後の休業」 を 「日後 の介護休業」 に改

める。

第六十 条の七 第二 一項中 「前条第一 項に規定する休業」 を 「介護休業」 に、 前項」 を 同 項_ に

「当該休業」を「当該介護休業」に改める。

第六十六条第三 一項第 号イ中 (徴 収法第十一条の二の規定により高 年齢労働者を使用する事業の一 般

保険 料 \mathcal{O} 額 を同 条 \bigcirc 規定 による額とすることとする場合には 当 該 般 保険 料 \mathcal{O} 額 に 徴 収 法 第十二条第六

項 E 規 定 す る高 年 - 齢者 免除 額 同 条第 項 第 号に掲 げる事 業に係る るも \mathcal{O} に限 る。 以下この号にお 1 て 同

ľ, を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額)」 を削る。

第七十二条第一項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改める。

第七十九条の二中「第三十七条の四第四項」 を「第三十七条の四第五項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十二条の二中「第六十一条の六第一項に規定する休業」を「介護休業」に、 「同条第四項」を「

第六十一条の六第四項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三条 労働 保険 の保険料 の徴収等に関する法律 (昭和四十四年法律第八十四号) の一部を次のように改正

する。

第十一条の前の見出しを削り、 同条に見出しとして「(一般保険料の額) を付し、 同条第一項中 「 第

十二条」を「次条」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項第一号中 「雇用保険率」の下に「(第五項又は第八項の規定により変更されたときは、

険料 千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、 免 高 十 五 \mathcal{O} この項及び第三十一条において同じ。) 分の二十二・五まで」 その変更された率。 ら千分の二十一・ 「千分の 項」 除 + 年 五. • 五 齢 額 から千分の 九 \mathcal{O} 額 に を減じた額) 者 改 免除額 を同 十八 五. 一まで」 に改め、 め、 条 $\dot{+}$ 五. 同 0 (前 条第 に、 九 規定に 五まで」に、 第四項を除き、以下同じ。)」 条 • に 同項ただし書中 を削り に改め、 改 五まで」 九項中 \mathcal{O} 「千分の十三か よる め、 規定により第十 り、 額とする場合には、 同 「千分の十三・五から千分の二十一・ に、 条第 「 第 一 同条第六項中 「千分の十六 五. 「千分の十九・五」を 「千分の十五 項中 ら千分の二十一 項第三号」を を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高 一条第 「千分の十三・ ・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四 「(前 項 当該 ・五から千分の二十三・五まで」を を加え、 \mathcal{O} 条の規定により高年齢労働者 「同項第三号」に、 規定に まで」を 般保 五. 「千分の十七・五」に、 同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の よる額 カン 険 料 ら千分の二十一・五まで」 「千分の十一から千分の 0) 五まで」を 額 から減ずることとする額を E 第 同 項 第 条第 「千分の を使用する事 号に 項」 「千分の二十 「千分の十三・ + を + 掲 を 九 げ • 「第三十一 ま Ś 「千分の で · 五 事 業 五. . う。 業に の 一 か ・ 五」 を 年齢者 に、 から千 ら千分 「千分 条 第 般保 五. 以 下 + 係 カン る

二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に、 の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十六・五から千分の 「千分の十六から千分の二十四ま

で」を「千分の十四から千分の二十二まで」に改める。

第十五 条 \mathcal{O} 前 の見出り しを削り、 同条に見出しとして「 (概算保険料の納付)」を付する。

第十五条の二を削る。

第十六条中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十八条中 第十六条及び前 条」 を っか ら前条ま で に改める。

第十 九 条の 前 \mathcal{O} 見出、 しを削 ŋ, 同条に見出しとして「 (確定保険料) を付する。

第十九条の二を削る。

第二十二条第三項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三十一条第 項 第 号イ中 (高年齢者免除額 に 係る事業に あつては、 当該 事業に係る一 般保険料の

額に当該 事 業に係 る高 年齢 者 免除! 額を加え えた額のうち 雇用保証 険率に応ず る部 分 \mathcal{O} 額 から当時 該 高 年 齢 者 免除

額を減じた額)」を削り、 同条第二項を削り、 同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、 同項を同条第

二項とし、 同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、 同項を同条第三項とする。

第三十二条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正

する。

目次中 「第十. 九条」を「第二十一条」 に、 「第二十条―第三十一条」を「第二十二条― -第三十三条」に

「第四章 削除」を 「第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保 (第三十四条

第三十五条)」に、 「第四十条」 を「第三十六条」に、 「第四十一条―第四十三条の三」を「第三十七条

第四十三条」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

(地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計 画

第三十四条 地方公共団体は、 単 独で又は共同して、 次条第 一項の協議会における協議を経て、 地域の実

情に応 Ü た高 年 -齢者 の多様 な就 業 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 確 保 に . 関 でする計 画 (以下この条及び 同 項 に お 1 7 地地 域 高 年

齢 者就 業 《機会》 確 保計 画 という。 を策定 Ļ 厚生 労働大臣 に協立 議 その 同 意を求めることができる。

2 地 域 高年齢者就業機会確保計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

地

域

高年齢

者就業機会確保計

画

の対象となる区域

(次項第一

号において

「計画区域」という。

地 域 \mathcal{O} 特 性 を生 カゝ して 重点的 に 高 年 -齢者の 就 業 \mathcal{O} 機 会 0 確保 を図 る業種 に 関 はする事 **項**

三 玉 が 実 施 す る高年齢者の雇用に資する事 業に関する事 項

四 計画期間

3 地 域 高 年齢者就業機会確保計画においては、 前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項を定める

よう努めるものとする。

計 画 区 域 に おけ る高 年 齢者 \mathcal{O} 就業の機会の 確 保 \mathcal{O} 目標に関 ずす る事 項

地方公共団体及び次条第一 項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の

確保に資する事業に関する事項

4 地 方 公共団 体 は、 第 項 \mathcal{O} 同 意を得た地 域高年齢者就業機会確保計 一画を変更しようとするときは、 厚

生労働 大 臣 に 協 議 Ļ そ \mathcal{O} 同 意 を 得 な け れ ば な 5 な

5 政 府 は、 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 意を得 た 地 域 高 年 齢 者 就 業 機 会確 保 計 画 (前 項 \mathcal{O} 規 定に よる変更の 同 意 が あ つ た

ときは、 その変更後 \mathcal{O} も の) に 係る第二項第三号に 規定す る事 業に つ 7 て、 雇 用 保 険 法 (昭 和 兀 + 九 年

法律第百十六号) 第六十二条 の雇 用安定 事 業又は同 法第六十三条 の能 力開 発事 業として行うも のとする。

(協議会)

第三十二 五. 条 地方 公共 団体、 関係 機 関、 第三十七条第二項に規定するシ ル バ] 人材セン ター、 事 · 業 主 寸 体

高 年 齢 者 の就 業に 関 連す る業務に従事する者その 他 0 関 係者は、 高 年齢 者 ロの多様が な就業の \mathcal{O} 機 会 (T) 確 保

12 関する 地 域 \mathcal{O} 課題 に つい て情 報を共 有し、 連携 0 緊密化 を図るとともに、 地域 高 年 -齢者就 業 機 会 確 保

計 画 に 関 L 必 要 な事 項そ \mathcal{O} 他 地 域 \mathcal{O} 実 情 に応じた高 年 齢 者 \mathcal{O} 多様、 な就 業 \mathcal{O} 機 会 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} 方策 に 0 7 て 協

議を行うための協議会を組織することができる。

2 前 項 \mathcal{O} 協議会にお いて協 議 が 調 つた事項については、 当該協議会の構成員は、 その協議の結果を尊重

しなければならない。

第三十一条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、 第三章第三節中同条を第三十三条

とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前の見出しを削り、同条を第三十一条とし、 同条の前に見出

しとして「(特定地域における措置)」を付する。

第二十八条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、

同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、 同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十二条第一項第二号中「第二十条各号」を「第二十二条各号」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条第二項中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、 同条を第二十三条

とする。

第二十条第三号中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十二条と

第三章第二節中第十九条を第二十一条とし、第十八条の二を第二十条とし、 第十八条を第十九条とし、

第十七条の二を第十八条とする。

第五章中第四十条を第三十六条とする。

第四十一 条第一項中「含む。」の下に「第三十九条及び」を加え、 「次条第一号及び第二号」を「次条

第一 項第一号及び第二号」に改め、 第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中 「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、 同条第六項の表第五 条第二

項 の項中 「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、 同条を第三十八条とし、 同条の 次に次の

見出し及び二条を加える。

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)

第三十九条 都道 府県知事 は、 シ ルバ ー人材センター が行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に

関 労働力 \mathcal{O} 確保が必要な地 域にお いてその取り扱う範囲を拡張することにより 高 年齢 退 職 者 . О 就業

の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、 労働力の需給の状況、 同項

第二号及び第四号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、 労働者派遣事業に限る。) と同種の業

務を営 む 事業者 の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するもの セ

ター \mathcal{O} 指定区 域 角 の 市 町 村の区域ごとに指定することができる。

2 都 道 府 県知事 は、 前 頭の: 指定をしようとするときは、あらかじめ、 次に掲げる者の意見を聴かなけれ

ばならない。

一 当該指定に係る市町村の長

一 当該指定に係るシルバー人材センター

三 指定しようとする業種 及び 職 種 に係る有料 の職業紹介事業若 しく は労働者 派遣事業又はこれらと同

種 の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者

四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3 都 道 府 県知事 は、 第 項の指定をしようとするときは、 あらかじめ、 厚生労働大臣に協議 しなけ れば

ならない。

4 都 道 府県知事は、 第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市

町村の区域を公示しなければならない。

5 第一 項 の指定に係る市 町 村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業

種 及び 職 種 に 0 V て 前 条第 項 \mathcal{O} 規 定 にこ ょ ŋ 有料 \mathcal{O} 職 業 紹 介事 業 (就 業 \mathcal{O} 場 所 が **当** 該 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 內 12

あ る求 人に係る もの に . 限 る。 を行う場合に おけ る 同 条第 一項第一 二号 Ď 規 定 0 適 用 に つ ζ`\ · て は、 同号中

軽易な業務」 とあるのは、 「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

シルバー人

材センター

が

河項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

規定により指定された業

6

第一

項の指定に係

る市町村の区域において、

種 及び 職 種 に つ *(*) 7 前 条第 五 項 0 規定に より 労働者 派遣 事 業 (派遣: 就 業 (労働 者派 遣法第二十三条 が 二

に 規定 す る派 遣 就業 を いう。 \mathcal{O} 場 所 が当 該 市 町 村 \mathcal{O} 区 域 内 に あ る場合に限る。 を行う場合に お ける

前 条第 項第四号の規定の適用については、 同号中 「及びその他 の軽易な業務」 とあるのは、 「並びに

その他 の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十名 条 都道 府 県知 事 は、 前条第 項 の指定をし た業種 及 び 職 種 が同 項に規定する基準に適合しなくな

0 たときは、 遅 滞 なく、 そ \mathcal{O} 指 定 を 取 ŋ 消 す ŧ 0 とす

2 前 条第四項の規定は、 前項の規定による取消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中 「第四十二条第一 項」を 「第三十八条第一項 (第三十九条第五項及び第六項の規定に

ょ ŋ 読 み替えて適 用す る場合を含む。 次条 に お いて同じ。)」 に改 め、 同 一条を第四十二条とする。

第 四十三条の三第一 項 中 「第四十一 条第一項」を 「第三十七条第一項」 に改め、 同項第一号中 「第四十

一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、 同条を第四十三条とする。

第 四十 四条第 項 中 「第四十二条第一項」を 「第三十八条第一 項」に、 「第四十一条第一項各号」を「

第三十七条第一 項各号」 に改 め、 同 条第三項 中 「第四 干一 条第一 項」 を 「第三十 -七条第 項」 に 改 め δ

第 四十 五. 条中 第四十一条第三項」 を 「第三十七条第三項」 に、 「第四十二条 から第四十三条の三まで

を 「第三十八条から第四十三条まで」に、 一、 第四十二条第一項」を「、 第三十八条第一項」に、 「第

兀 十四条第一項の指定に係る区域 (同条第二項又は第四項の変更があつたときは、 その変更後 の区 . 域)

を 連 合 の指定区域」 に、 第四: 十二条第二項」 を 「第三十八条第二項」に、 「第四 十二条第 五. 項」 を「

第三十八 条第 五 項」 に改め、 ラシ ルバ ー人材センタ 連合」 کے の 下 に 第三十九条第 項中 「セ ン タ

] の指定区域」とあるのは「連合の指定区域」と」を加え、 「第四十三条の二」を「第四十二条」 に改め

改め、 第四十三条の三第一項」を 「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と」を削り、 同 項第 一号中 「第 匹 「第四十三条第一 十二条第一項」 とあ 項」に、 るの は 「第四十一条第一 第四 干 五. 条 に 項」を お 1 て準用で 「第三十七条第一項」に する第四 十二条第

項」と」 及び 同 項第 四号中 「前条」 とあるのは 「第四十 五条に おいて準用する前条」 کے を削

を 第四十八条中 第四 1十一条 「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、 から第四十三条まで」に、 「第四十三条の二」 を 「第四十三条から第四十三条の三まで 「第四十二条」に、 「第四十二条

第 を含む。 項」 を 次条に $\overline{}$ お 「第三十八条第 いて同じ。)」に、 項 (第三十 「第四十三条の三第一 九条第 五. 項及び第六 項」 を 項 0) 「第四十三条第一項」 規定により読 み替えて適 に、 用 「第四十一 する場合

条第一項」を「第三十七条第一項」に、 中 「第四十二条第一項」を「中「第三十八条第一項」に改め、

同項第四号中 「前条」とあるのは 「第四十八条において準用する前条」 느 を削 る。

雇 用 0 分 が野に、 お ける男女の 均等な機会及び待遇 \mathcal{O} 確 保等に関する法 律 \mathcal{O} 部改 正

第五 条 雇 用 \mathcal{O} 分野 にお け る男 女の均等な機会及び待遇 0 確保等に関する法律 (昭 和四十七 年法律第百十三

号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(職場 における妊娠、 出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条の二 事 業主 は、 職場 に お V て 行 わ れ るその 雇用す る女性労働 者に対する当該女性労働 者が ,妊娠

出産 したこと、 労働基準 法第六十五条第 一項の 規定による休業を請 求し、 又は 同 項 若し くは

同 条第二 項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定

8 るも のに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのない よう、 当該女性労働者 カ

5 \mathcal{O} 相 談に応じ、 適切に 対応するために 必要な体 制 0 整 備 その 他 \mathcal{O} 雇 用管理上 必要な措置 |を講じなけれ

ばならない。

2 厚 生労働大臣は、 前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図

るために必要な指針 (次項において 「指針」 という。 を定めるものとする。

3 第四 [条第四 項 及び 第 五 項 \mathcal{O} 規定 は、 指針 \mathcal{O} 策定及び変更につい て準用する。 この場合にお いて、 同条

第 几 項 中 聴 < ほ か、 都道 府県 知 事 \mathcal{O} 意見を求める」 とあ るの は、 聴く」 と読み替えるものとする。

第十六条中「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を加える。

第二十条第二項中「第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を、 「性的な言動」の下に

又は同項に規定する言動」を加える。

第三十 · 条 中 「第十一 条第一 項」 の 下 に $\overline{\ }$ 第十一条の二第一項」 を加える。

条第一 項 中 「第十一条第三項」の下に「、 第十一条の二第三項」を、 「第十 一条第二項」 の 下

に 「、第十一条の二第二項」を、 「第七条、 第九条第三項」の下に「、第十一条の二第一項」を、 「従事

L なかつたこと」と」の下に「、 第十一条の二第一項中 「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業

を請求 又は同 .項若 しくは 同 条第二項の 規定による休業をしたこと」とある 0) は 船 員法第 八十七条第

項又は 第二項の 規定によつて 作業に 従事 しなかつたこと」と」を加える。

(労働者派遣事業 の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第六条 労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 昭 和六十年法律第八十

八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四十七条の二」 を「第四十七条の三」 に、 「第四十七条の三」 を「第四十七条の四」 に改め

る。

第四十七条の二中「、第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を、 「同法第十一条第一項」

の下に「及び第十一条の二第一項」を加える。

第四十· 七 条の 匹 [を第] 兀 + 七 条 の 五 とし、 第四 十七条の三を第四十七条の四とし、 第三章第四節中第四十

七条の二の次に次の一条を加える。

(育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例)

第四十七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該

労働者 派遣に係 る就業に関 しては、 当該労働者派遣 0 役務 の提供を受ける者もまた、 当該 派 遣 労働 者を

雇 用す る事業主とみなして、 育児休 業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 0 福 祉 に 関 はする法律 律

第十条 (同法第十六条、 第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。)、 第十六条の

十 第十八条の二、第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。 この場合にお

て、 同条中 「 雇 用管 理上」 とあるのは、 雇 用管理· 上及び指揮命令上」とする。

(育児休 · 業、 介護 休業等育児又は 家族 介護を行う労働 者の 福 祉 に関 以する法: は律の一 部改 正

第七条 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六

号)の一部を次のように改正する。

「第十章 対象労働者等に対する支援措置

目次中 第 節 国等による援助 (第三十条—第三十五条) を 「第十章 対象労働者等に対する国

第二節 指定法人(第三十六条—第五十二条)

等による援助(第三十条 ―第五十二条)」に、「第六十八条」を「第六十六条」に改める。

第二十七条中「及び第三十九条第一項第一号」を削る。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 対象労働者等に対する国等による援助

第十章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第三十六条から第五十二条までを次のように改める。

第三十六条から第五十二条まで 削除

第五十七条中「、第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」を「並びに第二十三条」に改

める。

第六十条第一項中「、第十章第二節」を削り、 「第六十七条」を「第六十五条」に改め、 同条第二項中

第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは 「並びに第二十三条」と」を

削る。

第六十一条第一 項 中 第六十三条、 第六十五条及び第六十八条」を「から第六十四条まで及び第六十

六条」に改める。

第六十四条を削る。

第六十五条を第六十四条とする。

第六十六条中「第六十二条から前条まで」を「前三条」に改め、 同条を第六十五条とする。

第六十七条を削る。

第六十八条を第六十六条とする。

第八条 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正

する。

目次中「・第十六条の九」を「―第十六条の十」に改める。

に、 組 が 請 ŋ 規定により労働者 視に監禁 求 同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、 によって養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者 第二条第一号中「その子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の 厚生 L た者 一護するか 労働省令で定めるところによ (当該 ŧ **の**、 請 が当該労働者との間における同項に規定す 求 児童 に係る家事 福 祉法 審判事 (昭和二十二年法律第百六十四号) り委託 件 が されてい 裁 判 所 に 係属 る者を含む。 L てい る特別養子縁組 る場合に限 第四号及び第六十一条第三項 第二十七条第一項第三号 る。 の成立につい であ 当該労働者が って、 て家庭裁判 当該 Ō 規定 (同 養子縁 労 条第 に 働 所に ょ 者

に、 い者」に改め、 ことが見込まれる者 第五条第一項第二号中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。) その か 労 ?働契約 当該労 同条第三項ただし書中「が当該子の一歳到達日」を「が当該子が一歳に達する日 働契 (労働契約 (当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、 約 の更新が が 更新され がないことが る場合に ,明ら あ か で 0 ては、 ある者を除く。 更新後 の も 0 を を超えて引き続き雇用される が満了することが $\overline{}$ その労働契約 歳六かり ?月に達? 0 明ら 期 間 する日 (以 下 か が でな まで 満 了

六項にお

(\

· て準

用する場合を含む。)

を除き、

以下同じ。)」

を加

える。

一歳到達日」という。)」に改める。

第九条の二第一項中 「同条第三項各号列記以外の部分中 「一歳到達日」を「同条第三項ただし書中「一

歳に達する日 (以 下 歳到 達日」 という。)」に、 「「一歳到達日 (当該配偶者) を 歳に達する

日(以下「一歳到達日」という。)(当該配偶者」に改める。

第十一条第一項第二号中「(以下この号において「九十三日経過日」という。)を超えて引き続き雇用

されることが見込まれる者(九十三日経過日 から一年を経過する日までの間に、 その労働契約 O期間 が満

了し、 かつ、 当該労働契約 \mathcal{O} 更新がないことが明らかである者を除く。)」を 「から六月を経過 する日 ま

でに、 その労働 契約 (労働契約が更新される場合にあっては、 更新後のもの) が満了することが明らかで

ない者」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 当該対象家族について三回の介護休業をした場合

当該対象家族について介護休業をした日数 (介護 休業を開始 した日から介護休業を終了 した日まで

 \mathcal{O} 日 数とし、 二回以上の介護休業をした場合にあっては、 介護休業ごとに、 当該介護休業を開 始 L た

日 から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。第十五条第一項において

介護休業日数」という。)が九十三日に達している場合

第十四条第一項中 次条第一項及び第二十三条第三項」を 「及び次条第一項」 に改め、 同条第二項中

撤 口 が なされた場合に おい て、 当 該 撤 口 に 係る対象家族に つ 7 て \mathcal{O} 介護休業申 出 に つ 7 て は 当 該 撤 口

後になされる最初 0 介護: 休業申出を除 き を 「撤回がなされ、 か つ、 当 一該撤回に 係 る対象家族 に つい て 当

該 撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、 その後になされる当該対象家族に

ついての介護休業申出については」に改める。

第 十五 条第 項 中 「介護休業等日 数 を 「介護休業 日数」 に改める。

第 十六条の二中 第三 項 を第四 項とし、 同 条第二項中 前 項」 を 第一 項」 に改 め、 日 の 下 に (前

項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護休暇の開始及び終了の日時)」 を加

え、 同項を同条第三項とし、 同条第一 項の次に次の一 項を加える。

2 子 \mathcal{O} 看 護休 暇 は、 日 0 所定労働 時 間 が 短 <u>\</u> 労働者として厚生労働 省令で定めるも $\overline{\mathcal{O}}$ 以 外 の者は、 厚

生労働 省令で定めるところにより、 厚 生労 働省令で定め る 日 未 満 \mathcal{O} 単 位で 取得することが で 、きる。

第十六条の三第二項中「六月」と」の下に「、 同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又

 \mathcal{O} は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、 単位で子の看護休暇を取得することが困難と認めら 第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満 れる業務に従事する労働者 (同 項の 規定による厚生

労働 省令で定め る 日 未 満 \mathcal{O} 単位 一で取得、 しようとする者に限 る。)」と」 を 加 え る。

第 十六 条の五中第三 項 を第四項とし、 同 条第二項中 「前項」 を 「 第 一 項」 に改 め、 日日 の 下 に (前

項 0 厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは介護休暇の開始及び終了の日時)」 を加え、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介 護 休暇 は 日 \mathcal{O} 所 定 労働 時 間 が 短 7) 労働者として厚生労働省令で定めるもの以外 の者は、 厚生労

働 省令で定めるところにより、 厚生労働省令で定め る 一 日 未満 0 単 ·位でで 取得することができる。

第十六条の六第二項中 「六月」と」の下に 一、 同項第二号中 「定めるもの」とあるのは 「定めるもの又

は 業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、 第十六条の五第二項 の厚生労働省令で定める一 日未満

 \mathcal{O} 単位 で 介護 休 暇 を取得することが 木 難 を認 めら れる業務に 従 事 する労働者 (同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による厚生労働

省令で定 8 る 日 未満 \mathcal{O} 単位で取 得しようとする者に 限る。 ح を加 える。

第十六条の八第二項中 「第十七条第二項前段」の下に「(第十八条第一項において準用する場合を含む

。)」を加える。

第十六条の九中 「前条第一項」を「第十六条の八第一項 (前条第一項において準用する場合を含む。 以

下この条に おい て同じ。)」 に、 同同 項」を 「第十六条の八第一項」 に改め、 第六章中同条を第十六条 \mathcal{O}

十とし、第十六条の八の次に次の一条を加える。

第十六条の九 前条第一 項から第三項まで及び第四項(第二号を除く。)の規定は、 要介護状態にある対

象家族を介護する労働者について準用する。 この場合において、 同条第 一項中 「当該子を養育する」と

あ るの は 「当該対象家族を介護する」と、 同条第三項及び第四 項第一号中 「子」とあるのは 「対象家族

」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、 前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生

じた場合について準用する。

第十七条第二項中 「第十六条の八第二項前段」 の 下 に 「(第十六条の九第一項において準用する場合を

含む。)」を加える。

第二十三条第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第一項第三号において」を加え、 「所定労

働 短 縮 時 措 間 置 の短縮措置」を を 育 児の ため 「育児のため \mathcal{O} 所定労働 の所定労働時間 時 間 \mathcal{O} 短 縮 措 置 の短縮措置」 に改 め、 に改め、 同 条第三 |項中 同条第二項中 「介護す る労働者」 「所定労働時間 0) 下 に 0

当該 で 労働 あっ 者 て介護休 \mathcal{O} 雇 入 業を れ \mathcal{O} L 日 7 カゝ 5 1 当該 な 1 連 ŧ 続す \bigcirc Ź を加 期 間 え、 \mathcal{O} 初 連 日 続 \mathcal{O} 前 す Ź 日 九 ま 十三 で 0 日 期 間 を に お 「連 け `る介護: 続 する三年」 休 <u>'</u>業等 に改 日 数 が め、 以 上

該 であ 対象家 る場合にあっては、 族 の当該 要介護 状態 九十三日 につい から当該介護休業等日数を差し引 て介護休業をしたことがある場合に į, た 日数 あって の期間 は 当該 とし、 連 続す 当該労働 る期 間 者が当 は、

当該 i 対象: 家族 の 当 該 要 介 護状 態 に つ 7 . て開 始 され た最初の 介 護 休業 に係 ふる介護な 休 · 業開 始 予 定 日 とされ た 日

に か 5 起算 (以下この条及び第二十四条第二項にお L た連 続 す Ź 期 間 0 うち当 該 労働 者 いて が 介護 「介護のための 休 業を L な 7 所定労働時間 期間とする。 \mathcal{O} 短縮 を削 等 り、 の措置」 措 置 という。 の 下

を加え、 同項に次の ただし書を加 "える。

ただし、 当 該 事 業主 ー と 当 該 6労働 者 が 雇 用 され る事 業 所 の労働 者 の 過 半数で 組 織する労働 組 合 が あ ると

きは を代表する者との書面による協定で、 そ \mathcal{O} 労働 組 合、 そ \mathcal{O} 事 業 所 \mathcal{O} 労 働 次に掲げる労働者のうち介護の 者 \mathcal{O} 過 半 数 で 組 織 す る労 働 組 合 ための所定労働時 が な V ときは そ \mathcal{O} 間 労 働 \mathcal{O} 短 者 縮 \mathcal{O} 過 の措 半 数

等

置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、 この限りでない。

当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

前号に掲げるも の の ほ か、 介護 のため \mathcal{O} 所定労働 時 間 \mathcal{O} 短縮 等の措置を講じないこととすることに

ついて合理的 な理由が があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条に次の一項を加える。

4 前項本文の期間は、 当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日とし

て当該労働者が申し出た日から起算する。

第二十 四条第 項第三号中 「第六章」を「第十六条の八」に、 「所定労働時 間 の短縮措置」 を 「育児 \mathcal{O}

ための所定労働時間の短縮措置」に改め、 同条第二項中「第二十三条第三項に定める措置」を 「介護のた

めの所定労働時間の短縮等の措置」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(職場 に おける育児休業等に関する言動 に起因する問題に関する雇用管理上

一の措置)

第二十五条 事業主は、 職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、 介護休業その他の

子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労

働 者 の就業環境が害されることのないよう、 当該労働者からの相談に応じ、 適切に対応するために必要

な体 制 \mathcal{O} 整備 そ 0 他 の雇 用 管理· 上必要な措置を講じなけ ń ば なら な

第五十二条の三中 「前条」 を 「第二十五条に定める事項及び前条」 に改 める。

第五十六条の二中「、 第十六条の九」を「(第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)、第

十六条の十」に、 「第二十三条、 _ を 「第二十三条第一項から第三項まで、 _ に改め、 「第二十三条の二

の下に「、第二十五条」を加える。

第 五十七条中 「第二条第三号」を「第二条第一号及び第三号」に改め、 第十一条第二項第一号及び

第二号ロ」 を削り、 「第十六条の二第一項」及び「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、 「第

十六条の 八第一項第二号、 第三項及び第四項第一号」の下に「(これらの規定を第十六条の九第一項にお

1 て 準用 する場合を含む。 を加え、 「並びに第二十三条」を「、第二十三条第一項から第三項 まで並

びに第二十五条」に改める。

第六十条第二項中「第二条第三号」を「第二条第一号及び第三号」に、 「第十一条第二項第一号及び第

め、 二号ロ並びに第三項」を「第十一条第三項」に、 十三条、 及び第二項」を「第十六条の二第一項から第三項まで、 「「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、 第十六条の を「第二十三条第 九」を 「(第十 項 -六 条 か 5 の九第一 第三項まで、 項に 「第十六条の二第一項及び第二項、 第二十五条、」に、 お į, · て準 第十六条の五第一 「第十六条の八第一項第二号、 用する場合を含む。)、 「第六章」 項から第三項まで」に、 を 第十六条 第十六条の五第一項 「第十六条の 第三項及び第四 \mathcal{O} 十 八に 「第二 に改

附則

項第一号」

の 下 に

「(これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。)」

を加える。

(施行期日)

第一 条 この 法律は、 平成二十九年一月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

- 第七 条 \mathcal{O} 規定: 並びに附則第十三条、 第三十二条及び第三十三条 の規定 公布 \mathcal{O} H
- \mathcal{O} 第一 徴収等に関する法律第十二条第四項、 条中 雇 用 保険法第六十二条第 項及び第六十三条第 第五項及び第九項の改正規定並びに第四条の規定並びに 項 \hat{O} 改 Ī 一規定、 第三 条中 -労働保証 険 \mathcal{O} 附 保 則 険料 第

第十五条、 第二十六条、第二十八条及び第三十一条の規定 平成二十八年四月 日

三 第一 条 中 雇 用 保険法第三十七条の 四第二項、 第六十一 条 0) 匹]第四項 及び第六十一条 \mathcal{O} 六二第一 兀 項の改正

規 定 並 び に 同 法 附則第 十 二 条 \mathcal{O} 次に 条 を加える改 正 規 定 並 び に 次 条 第 項 反 び 第二項 附 則 第 九条

第二十条、 第二十二条並びに第二十三条 \mathcal{O} 規定 平成二十八年 八 月 日

号イの改正規定、

第三条中労働保険の保険料の徴収等に関

兀

第二条中雇用保険法第六十六条第三項第

する法 律第十一 条の 前 の見出 しを削り、 同条に見出しを付する改正 規定、 同 条 第 項 \mathcal{O} 改 正 一規定、 同 法

第十一 条の二を削る改 Ē 規 定、 同 法第 十二条第 項 及び第六項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 Ē 一規定、 同 法 第 + 五. 条 \mathcal{O} 前 0) 見 出 L

を削 り、 同 条 に 見出 L を付する改 Ē 一規定、 同法第· 十五条 の二を削 る改 正 規定、 同 法第 + -六条及 び 第 + 八

条の 改 正 規定、 同法第十九 条の前の見出しを削り、 同条に見出しを付する改正規定、 同法第· 十九 条 の 二

を削 る改 (正規定: 並 びに同法第二十二条第三項、 第三十一条及び第三十二条第一項の改正規定並 びに附足 則

第九条の規定 平成三十二年四月一日

(介護休業給付金に関する経過措置)

第一 条の規定による改正後の雇用保険法 (以下この項及び次項において 「第一条改正後雇用保険法

除く。 前 用 正 後 保険法第六十一 雇用保険法」 という。) \mathcal{O}) について 雇 用 保険法 第六十一条の六第四項の規定は、 という。) 滴用. 条の六第一項に規定する休業を開始した者 (以 下 Ļ 「第二条改 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、 同 日 前 に 第 Ē 後雇 条 0) 用 規定によ 保険法」 前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一条改正後雇 る改正 という。 前 (第三項 \mathcal{O} 雇 第六十一 用 保 の規定により第二条の規定による改 険 法 条 の六 次 頃に \mathcal{O} 規 お 定 7 が . T 適 用 なお従前の例 第 され 条 る者を 改 正

2 れ た 第 同 第 日 条 改 前 条 改 に 正 開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付 後 正 後 雇 雇 用保険法附則第十二条の二の規定は、 用 保険法第六十一 条の六 第 項に 規定す 前条第三号に掲げる規 る休業に係る介護休 定 :業給付金 0 施 行 金につい \mathcal{O} 日 以 後 て E 適 開始さ 用 L

金に

つい

ては、

なお従前

 \mathcal{O}

例

による。

に

ょ

3 \mathcal{O} 後 に 雇 第二条改 同 用保険法 条 第 正 項に 後 (以下「第二条改正前雇用保険法」という。) 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始 雇 規定す 用 保 険法第六十一条の六の規定は る介 護休業を開 始 L た者に つ この ١ ر て適 法 律 用 \mathcal{O} 施 施 行 行 \mathcal{O} 日 日 前 (以 下 12 第二 施施 条 行 \mathcal{O} 日」という。) 規定によ る改 Ē 以 前

した者については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳 に ·達 し た 日 以 (後に雇用 用された者であって、 施行日前 から引き続い て雇用されてい · る者 (雇

用 保険法第三十八条第 項に 規定する ^る短期| 雇 用特例被保険者 及び 同法第四十三条第一項に 規定する る日 雇 労

働被保険者を除く。)については、 施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして

第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

(就業促進手当に関する経過措置)

第四条 第二 一条改 正 後雇 用 保険法第五 十六条の三の 規定は、 施行日 以後に 同条第一 項各号に該当する者とな

った者について適用し、 施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者とな

った者に対する就業促進手当の支給については、 なお従前 の例による。

(移転費に関する経過措置)

第五 条 施 行 日前 12 第二 一条改 Ī 前雇 用保険法第三十七 条の三第二項に規定する高年齢受給資格者となっ た者

次条において 旧 高年齢受給資格者」という。) (施行日以後に高年齢受給資格者 (第二条改正後雇用

保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。 (第二条改正 後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。 次条において同じ。 日 次条に 雇受給資格 お ** \

て 同 又は 特 例受給資格 者 (雇 用 保 険 法第三十 九条第二 項 に規・ 定す る特別 例受給資 格 岩をい う。 次条に

者

お **(**) 、 て 同 Ü となった者を除く。 に対する雇用 保険法第 五. 十八条の 規定による移転 費の支給について

は、 なお 従前の例 による。

家 職 活 動支援費に関する経過措置)

第六条 第二条改 正 後雇 用 保険 法第一 五. + 九条 の規定は、 求職 活 動 に 伴 1 施行 日以後に同 条第一 項各号に規定

する行為 (当該 行 為に 関 第二条 改 正 前 雇 用保 険法 第 五. + 九 条の 規 定に ょ る広 域 求 職 活 動 費 が 支給され

ている場合における当該行為を除く。) をした者 (施行日前 一年以内に . 旧 高年齢受給資格者となった者で

あ いってい 施 行日以後に高年齢受給資格者、 日 雇受給資格者又は特例受給資格者となってい な ζ, も の を除く。

に つい 7 適用 し、 施 行 日 前 に公共 職 業 安定 所 \mathcal{O} 紹 介 に より広 範囲 の地 地域にわれ たる求職活動をした者に対

する広域 求 職 活 動 費 \hat{O} 支 給 に 0 1 て は、 な お 従前 \mathcal{O} 例による。

教育訓 練給付金に関する経過 措 置

第七 高 年 齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険

者をいう。 以下こ *(*) 条に お 1 て 同 $\overset{\text{\tiny }}{\bigcup_{\circ}}$ が 施 行 日前 に 高 年 齢 継 続被保険者でなくなり、 施 行 日 以後に第二

条改 Ē 後 雇 用 保 険 法 L第六· + 条 第 項 に 規 定す る教 育 訓 練 を開 始 L た場合に お 7 て、 同 項 第 号に 規 定

する 基 準 日 が そ 0) 者が 高 年 齢 継 続 被 保険者 でなくな 0 た 日 カゝ 5 同 項 第二 号の 厚 生 一労働 省 令 で定 8 る期 間 内

12 あ るときにお け る同 号の 規 定 の適用に つい ては、 同号中 「高 年齢被保険者」とあるのは、 雇 用 保 険法

等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第

号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十

七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第八条 第二 一条改一 正 後雇品 用保険法第六十一 条 0 四の規定は、 施行日以後に同条第一 項に規定する休業を開始

L た者に つい · ~ 適 用 Ļ 施行 日前 に 第二条改 正前 雇用保険法第六十 · 一 条 の 四第一 項に規定する休業を開始

した者については、なお従前の例による。

雇 用 保 険 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 に 関 す る 経 過 措 置

第九条 第二 一条改正 後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、 平成三十二年度以後の年度に係る国 庫 \mathcal{O} 負担

額について適用する。

(雇用保険率に関する経過措置)

第十条 第三 条 \mathcal{O} 規 定に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 労働 保 険 0 保 険 料 \mathcal{O} 徴収: 等に関 はする法語 律第十二条第 匹 項 \mathcal{O} 規 定 は、 平

成二十二 八 年 兀 月 日 以 後 \mathcal{O} 期 間 に 係 る労働 保 険 料 同 法第十二 ·条第二 項 E 規定する る 労働 保 険 料 を 7 う。 以 下

この 条に お いて同じ。) に . つ いて適用 Ĺ 同 日前 の期 間 に係る労働保険料につい ては、 なお従前 \mathcal{O} 例 によ

る。

(雇 用 0 分 野 に お ける男女 0 均等な機会及び待遇 \mathcal{O} 確 保等に関 はする法語 律等の紛争 \mathcal{O} 解 決 0 促 進 に 関 す んる特

例に関する経過措置)

第十 条 ک 0 法 律 の施 行の際現に個別労働関係紛争 の解決 の促進に関する法律 (平成十三年法律第百 十 二

号) 第六条第 項 \bigcirc 紛 争調整 委員 会又は同 法第二十 条 第 項の 規定により読み替えて適 用する 同 法 第五

条第 項 \mathcal{O} 規定 に より 指 名す るあ 0 せ ん員 (に係) 属 L て **\ る 同 項 \mathcal{O} あ 0 せ λ に係り る 紛争に つ ١ ر て は 第 五. 条

 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 分野 に お け る男女 \mathcal{O} 均 等 な機 会 及び 待 遇 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 す る 法 律第 + 六 条 及 び

第八条の 規定による改正後の育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福 祉に関する法律第

五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(介護をするため の休業に係る承 認 \mathcal{O} 請 求を公務員がする場合における経過措 置

第十二条 独 立 一行 政 法 人 通 則法 平 成 +年 法 1律第 百三号) 第二条第 兀 頃に 規 定する行政執 行法 人 **(**)附 則第

十七 条第 項に お 7 て 「 行 政 執行法人」 という。 \mathcal{O} 職員のうち、 玉 家 公務員法 昭昭 和二十二年 法 律 第 百

二十号) 第八十 条の 五第一 項に規定する短時間 動務 の官職を占める者以外の常 時勤務することを要 Ū な

1 職員にご 対する育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 \mathcal{O} 福 祉に関する法律 (次項にお 7 7

育児 介 護休業法」 という。 第六十一条第三項 0 規定 0) 適 用 に つい ては、 当 分 \mathcal{O} 間 同 項 中 「第十

条 第 一項ただし 書」 とあ るの は、 雇 用保 険法: 等 \mathcal{O} 部を改 正する。 法律 (平成二十八年法 律第 号)

第八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

2 地 方公務員法 (昭和二十五 年法律第二百六十一号) 第四条 第一 項に規定する職員のうち、 同法第二十八

条 \mathcal{O} 五. 第 項に 規 定す んる短 時 間 勤 務 \mathcal{O} 職を占め る職 員 以 外 \mathcal{O} 非 常常 勤 職 員 に対する育児 介護 休 業法 1第六十

条第六 項 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 に 0 1 て は、 当 分 \mathcal{O} 間 同 項 中 第 + 条 第 項ただし 書」 とあ る \mathcal{O} は、 雇 用

保険法等 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成二十八年法律第 号) 第八条の規定による改正前の第十

条第

項ただし書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一 条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の

例による。

(検討)

第十四条 政府は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 第五条、 第六条及び第八条の規定によ

る改正後 0 規定 0) 施行の状況について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて所要

の措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第十五条 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中 「第二十四条第一 項」を「第二十六条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

際 中 弥勤務し 項に規定する適 第十条第四項中 第三十 て 七 1 え 条 た 国 \mathcal{O} 又は行 兀 用事業と」を削り、 第三項前 その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第 政執 段」 行 法 を 人 0 「第三十七 事 「高年齢継続被保険者」 務 又は は事業を 之 条 0 匹 同 第三項」 法第 五. 条第 に改 を 「高年齢被保険者」に改め、 め、 一項に 同 『条第五 規定する適 項中 用 事 その 業と」 者 同 を削 が 項第二号 退 り、 職 \mathcal{O}

高 年齢 継続被保 [険者] を「高 年齢被保険 者」 に改め、 同条 第十項第六号を次のように改 らめる。

六 求 職活動 に · 伴 い 雇 用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者については、

求職活動支援費

る退職の できる者 第十条 第 日の翌日 (第四 + 項 項 中 から起算して一 又は第 規定 五. 項 は、 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により退職手当の支給を受けた者であつて、 年を経過してい \mathcal{O} 下に 「第四 「項又は ない 第五 ものを含む。)及び」を加え、 項の規定による退職手 当該退職 当の支給を受けることが 「これら」 手当の支給に係 を「第六

項又 んは第 七 項 に . 改 め、 \neg \Box 0 下に 「雇 用保険法」 を加え、 「及び第五 十六条の三から第五 十九条ま

で を 「 及 び」 に、 「「第五 十六条 の三から 第 五. + 九 条まで」 を 「「雇 用保険法」 に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置

務 り 職 l てい 員とみなされる者を含む。) た 玉 又 は 行 政 執 行法 人の をい 事 務 又は . う。 事 以下この条にお 業 を雇 用 保 険 法 į١ 第五 て同じ。 条第 項に規 であって、 定 す る適 退 職 用 職 事 員 業 が とみ 退 職 な \mathcal{O} 際 L た 勤

な 5 ば 第 条 改 正 前 雇 用 保険 法 第六条第 号に 掲げ る者に該当する もの にこ つ き、 前 条 0) 規 定に ょ る改 正 後

0) 国 家公務員退職 手当法 (以下この条におい . T 「新退 職手当法」という。 第十 条第四 項 又 は 第 五. 項 \mathcal{O} 勤

続

期

間

を計算する場合に

におけ

る国家公務員退

職手当法第七条

小の規定

の適

用

につい

7

は、

同

条第

項中

在

職 期 間 とあ る \mathcal{O} は 在 職 期 間 (雇 用 保 険 法 等 \mathcal{O} 部 を改正、 する法律 平 成二十 · 八 年 法 律 第 号) 0

施 行 \mathcal{O} 日 (以下こ \mathcal{O} 項 及 び 次 項 12 お 1 7 雇 用 保 険 法 改 正 法 施行 日 とい 、 う。) 前 \mathcal{O} 在 職 期 間 を有す Ź 者

に あ つて は、 雇 用 保険法改 Ē 法施 行 日 以後 の職 員とし ての 引 き続 1 た在 職 期間) と 同 条第 項 中 「 月

数 とあ るのは 「月数 (雇 用 保険法 改 正法 施 行 日前 の 在 職 期 間 を有り する者にあつては、 雇 用 保 険法 改 正 法

施 行 日 \mathcal{O} 属 する月 か 5 退 職 L た 日 \mathcal{O} 属 する月までの 月 数 退 職 L た日 が 雇 用 保 険 法 改 正 法 施 行 日 前 で ある

場合にあつては、零))」とする。

2 新 退 職 手 当法第十条第十項 (第六号に係る部分に限り、 同条第十一 項において準用する場合を含む。

0 規定による改正 規定は、 退職職員であって求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為 前 の国家公務員退職手当法 (以下この 条にお 7 \neg 旧 退 飛 手当法」 (当該行為に関 という。 第十条第十 Ļ 前条の

項 第六号に 掲げ る)広域 求 職 活 動 費 E 相当する る退 職 手当 が 支給 され てい る場合に お け る当該は 行為を除く。

7

をし たも \mathcal{O} (施 行 日 ·. 前 年 以 か内に 旧 退 職 手 当法 第 十 条 第四 項 又は第 五. 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る 退 職 手当 \mathcal{O} 支給を受

けることができる者となった者であって施行日以後に 新退 職 手当法第十条第四 項 から第七 項ま で 0) 規定に

ょ る退職 手当の支給を受けることができる者となって 7 ない ものを除く。) につい 7 適 用 Ĺ 退 職 職 員 で

職 活 動費 に 相当す る退 職 手当 \mathcal{O} 支給 に つい ては、 な お 従前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

あ

0

て

施

行

日

前

に

公共

職業安定所

0

紹介に

ょ

り広

範

囲

0)

地

域

に

わ

たる求

職

活

動

を

L

たもも

0)

に

対

する広

域

求

3 新 退 職 手 当法第十条第十一 項におい 、 て 準 用する同条第十項 (第四号に係る部分に限る。 0 規定は、 退

職 職 員で あ って施 行日以後に 職業に就 ۱ たものについ て適用 Ļ 退職職 員であって施 行 日 . 前 に 職業に就 1

た ŧ Oに 対 (する! 玉 家公 務 員 退 職 手当法第十 条第十項第四 | 号に! 掲 げ る就業促進手当に相当する退 職 手 当の支

給 に 0 V 7 は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 12 ょ る。

4 施 行 日 前に旧り 退 職手当法第十条第四 「項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者

ることができる者となった者を除く。)に対する国家公務員退職手当法第十条第十項第五号に掲げる移転 となった者 (施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受け

費に相当する退職 手当の支給については、 なお従 前 \mathcal{O} 例 による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十八条 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「平成三年法律第七十六号」の下に「。 以下この項に おいて「育児・介護休業

法」という。 を加え、 「若しくは同法」 を 「若しくは育児・介護休業法」に、 「当該育児休業等に係る

三歳 に満たない子」を 「育児・介護休業法第二条第一 号に規定する子その他これに類する者として政 令 で

定めるもの (第二十六条において「子」という。)であつて、 当該育児休業等に係る三歳に満たない . もの

に改める。

国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務 3員共済 組 合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第十一条の三を附則第十一条の四とし、 附則第十一条の二の次に次の一条を加える。

(介護休業手当金に関する暫定措置)

第十一条 の三 第六十八条の三第一項及び同条第三項に お 7 て準 ·用する第六十八条の二第三項 の規定 の適

用 につい ては、 当分の 間、 これ 5 Ō 規定中 「百分の 四十 とあるのは、 「百分の六十七」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の日 規定による改正後の 国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定は、 附則第 条第三号

に · 掲 げる規 定の 施 行 \mathcal{O} 日以 後 に開 始された前 条 \mathcal{O} 規定による改 Ē 後 \mathcal{O} 玉 家公務員 (共済! 組 合法第六 十八 条 \mathcal{O}

三 一第 項 に 規定す へる介護: 休業に係る介 護休業手 当金に についてす 適用 し、 同 日 前 に開 始され た前 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ

る改正前 の国家公務員共済組 合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金に つい

ては、なお従前の例による。

激 | 甚災害に対処するため Ď 特別 0 財 、政援助等に関する法律 \mathcal{O} 部 改正

激起 災 害に 対 処するため \mathcal{O} 特別 \mathcal{O} 財 政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五 十号) 0)

一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、 「高年齢継続被保険者、」を 「高年齢被保険者、

に、 「高年齢継 続被保険者等」を 「高年齢被保険者等」に改め、 同条第五項中 「高年齢継続被保険者又

は を 「高 年齢被保険者又は」に、 「高年 齢継続被保 険 者等」 を 「高 年 齢被保険者等」 に改め、 同 条第七

項中 高 年 齢継: 続被保険者等」 を「高年齢 被保険者等」 に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十二条 地方公務員等共済組 合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) の一部を次のように改正する。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

(介護休業手当金に関する暫定措置)

第十七条の三 第七十条の三第一項及び同条第三項において準用する第七十条の二第三項の規定の適用に

ついては、 当分の間、 これらの規定中 「百分の四十」とあるのは、 「百分の六十七」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

前条 \mathcal{O} 規定による改正 後 \mathcal{O} 地方公務員等共済組合法附則第十七 条 の三の 規定 は、 附 則 第 条 第

三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一 項に規定する介

護休業に係る介護休業手当金について適用し、 同日前に開始された同項に規定する介護休業に係る介護休

業手当金については、なお従前の例による。

(雇用対策法の一部改正)

第二十四条 雇用 対 策法 (昭 和 四十一年法律第百三十二号) の一部を次のように改 正する。

第 十八条第三号中 求 職 活 動 の 下 に 「又は求職活動を容易にするための役務の利用」 を加える。

(雇用対策法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五 条 前条 0) 規定に よる改正 後 0 雇 用 対策法第 十八条 (第三号に係る部分に 限 る。 0 規 定は、 施行

日 以 後 に 同 |号に| 規 定す Ź 求 職 活 動 **当** 該 求 職 活 ... に 関 し、 前 条の 規 定に による改 正 前 \mathcal{O} 雇 用 対策 法 第十 八 条

 \mathcal{O} 規定に よる給付金が支給されてい る場合における当該求職 活動を除く。 又は役務 の利用を した者に 0

1 て適 用 Ļ 施 行 日前 に広範 囲 $\overline{\mathcal{O}}$ 地 域にわたる求職活 動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支

給については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法 (昭 和四十二年法律第三十五号) の一部を次のように改正する。

第三十四条の二及び別表第一第八十一号中 「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第二十七条 建設労働者 の雇用の改善等に関する法律 (昭和五 十一年法律第三十三号) の一部を次のように

改正する。

第四十四条中「第四十七条の三」 を「第四十七条の四」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十八条 沖縄 振 興特別措置 法 平 成十四年法律第十四号) の — 部を次のように改正する。

第八十三条中「第二十条から第二十八条まで及び第三十一条」を「第二十二条から第三十条まで及び第

三十三条」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 雇用 保 **冰**險法等 \dot{O} 部を改正する法律 (平成十九年法律第三十号) *⑦* 部を次のように改正する。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

附則第四十三条の前の見出し中「高年齢求職者給付金等」を「高年齢雇用継続基本給付金等」に改め、

同 条第一項を削 り、 同条中第二項を第一項とし、 第三項を第二項とする。

附]則第 匹 十四四 条 第一 項を削 り、 同 条第二項中 「前条第二項」を 「前条第 項」 に改め、 同 項を同条第

項とし、 同 2条第三 |項中 「前条第三項」を 前前 条第二項」に改 め、 同 項を同 条第二項とする。

第三十条 雇用保険法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

条第二号から第五号まで」を 雇 用 保険法第六条第 号から第四号まで」に改める。

附

則第二条中

「第一条の規定による改正後の雇用保険法

(附則第四条において

「新法」

という。)

第六

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十一条 国家戦略特別区域法 (平成二十五年法律第百七号) の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十四条の三第三項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号」に改める。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三第一項中 「別表の十二の三の項」を「別表の十二の二の項」に改め、 同条を第二十四条

の二とする。

第二十四条の四中「別表の十二の四の項」を「別表の十二の三の項」に改め、 同条を第二十四条の三と

する。

別表 の十二の二の項を削 り、 同 表の十二の三の項中 「第二十四条の三」 を 「第二十四条の二」 に改め、

同 項 を同 表の十二の二の項とし、 同表の十二の四の項中「第二十四条の四」を「第二十四条の三」 に改め

同項を同表の十二の三の項とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

前条 0) 規定に よる改正 前 \mathcal{O} 国家戦 |略特別| 区域法第二十四条の二第一項 (同条第三項に お いて準

用する場合を含む。 0) 規定による内 閣総理大臣 \mathcal{O} 認定に係 る国家 戦 略 特 別 区域 法第二条第 項に !規定す

る国家戦略特別区域内の市町村 (特別区を含む。以下この条において同じ。) の区域をその区域に含む都

道 府 県 \mathcal{O} 知 事 が、 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の 日前に当該市 町村の長 から、 当該 市 町 村 の区域

に お 7 て 第四条 \mathcal{O} 規定による改正 前 の高年 -齢者等 \mathcal{O} 雇 用の 安定等に関する法律第四十 条第二項に 規定す

るシルバ] 人材、 セ ンタ 1 が 行う 同 法第四十二条第 項第二号及び 第四号に掲 げ る業務 同 法第 匹 十 条 第

項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五条において準用する同法第四十二条第一 項

第二号及び第四号に掲げる業務を含む。)に関し、 その取り扱う範囲を拡張する旨の通知を受けたときは

当該都 道府県の 知事が、 同日において第四条の規定による改正後 の高年 齢者等の 雇 用 の安定等に関する

法律第三十九条第 項 (同 法第四十五条に お į١ て準用する場合を含む。) の規定により当該市 町 村 \mathcal{O} 区域

に お いて全ての業 種及びず 職 種を指定したものとみなして、 同法の 規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

理 由

少子高齢化が進展 する中で高齢者、 女性等の就業促進 及び雇用継続を図るため、 六十五歳以上の者への雇

用保険 \mathcal{O} 適 用 拡大、 雇用 保 険 \mathcal{O} 就職! 促 進給 付 の拡 充、 シ ル バ] 人材セ ンターの業務拡大、 育児休業 及 Ű 介 護

休業 上 一の措置 \mathcal{O} 取得 の義務付け等を行うとともに、 要 件 0 緩 和、 介護休 業給付 \mathcal{O} 給付 失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講ずる必要がある。 率 . О 引上 一げ、 妊 娠 出産 育児 期を通じた事 業主 \sim \mathcal{O} 雇 用 管 理

•

これが、この法律案を提出する理由である。